

第1節 総則

第1 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第2 基本方針

- 1 市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言発令中においても、都市機能は平常どおり確保する。
- 2 原則として警戒宣言が発令されたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発せられたときから警戒宣言が発令されるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 3 東海地震は、東南海・南海地震を誘発するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- 4 災害予防対策及び応急対策は、第2編「災害予防対策」、第3編「災害応急対策」で対処する。